

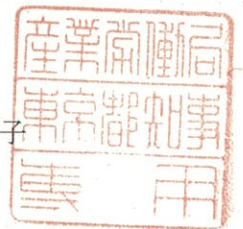
東京都豊島区目白1丁目4番15-2407号
東京都新宿区西新宿7丁目4番7号 イマス
浜田ビル3階
中村太郎税理士事務所
中村太郎

東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度 認定決定通知書

令和7年1月22日付けで申請のあった東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度
(以下「認定制度」という。)について、認定制度実施要綱第10条第1号の規定に基づき、
下記のとおり認定します。

令和7年4月30日

東京都知事 小池 百合子



記

1. 認定企業番号

2024-004号

2. 付帯の条件

(1) 決定の取消し

知事は、設置企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、この決定を取り消すことができる。

- (ア) 認定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (イ) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (ウ) 廃業及び倒産等により企業の存続が客観的に不可能となったとき。
- (エ) 認定企業(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (オ) 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

(2) 認定の取消し

設置企業は、認定の取消しを申請しようとする場合は、知事に認定取消し申請書(様式第9号)を提出しなければならない。